

2022年度送配電部門収支の算定結果について

- 電気事業法および電気事業託送供給等収支計算規則(経済産業省令)にもとづき、2022年度の送配電部門収支(※1)および送配電部門における超過利潤(又は欠損)額(※2)を算定いたしましたので、お知らせいたします。

※1 2022年度における当社の収支のうち、電力の託送などを行う送配電部門に係る収支です。

※2 託送料金水準の適切性を判断することを目的として定義されたものです。

<2022年度送配電部門収支算定結果>

項 目	金 額 (億円)
営業収益 (1)	2,730
営業費用 (2)	2,774
営業利益 (3)=(1)-(2)	▲44
営業外損益 (4)	▲21
特別損益 (5)	0
税引前送配電部門当期純利益 (又は当期純損失) (6)=(3)+(4)+(5)	▲66
法人税等 (7)	—
送配電部門当期純利益 (又は当期純損失) (8)=(6)-(7)	▲66

(注) 金額は億円未満の端数を切り捨てています。

<送配電部門における超過利潤(又は欠損)計算結果>

項 目	金 額 (億円)
税引前送配電部門当期純利益(又は当期純損失) (6)	▲66
送配電部門の財務収益(預金利息を除く。) (9)	0
送配電部門の事業外損益 (10)	12
送配電部門の特別損益 (11)	—
インバランス取引等損益 (12)	▲115
インバランス等取引損益	▲138
最終保障供給取引損益	21
調整後税引前送配電部門当期純利益(又は当期純損失) (13)=(6)-(9)-(10)-(11)-(12)	35
調整後税引前送配電部門当期純利益に係る法人税等(14)	10
調整後送配電部門当期純利益(又は当期純損失) (15)=(13)-(14)	25
送配電部門の事業報酬額 (16)	111
追加事業報酬額 (17)	▲0
送配電部門の財務費用(株式交付費, 株式交付費償却, 社債発行費及び社債発行費償却を除く。) (18)	35
当期超過利潤額(又は当期欠損額) (15)-(16)-(17)+(18)	▲49

(注) 金額は億円未満の端数を切り捨てています。

2022年度の超過利潤は、経営全般にわたる徹底した効率化につとめたものの、節電や省エネルギー意識の定着などで料金の前提(2013~15年度平均)に比べて電力需要が減少したことにより、49億円の欠損となりました。今後は、2023~2027年度の5か年の目標を定めた事業計画に基づき、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取り組みや高経年化設備対策などを着実に実施するとともに、資機材調達コストの低減など経営全般にわたる効率化を徹底してまいります。

以 上

第1表

社内取引明細表(1)

2022年4月 1日から

2023年3月31日まで

1 社内取引収益及び費用明細表

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
託送収益等取引費用	8,604	基準託送供給料金相当額等取引収益	3,926
アンシラリーサービス取引費用	-	電気事業雑収益相当額取引収益	-
振替損失調整額取引費用	-		
消耗品費用(社内取引に係るものに限る。)	-		
最終保障供給対応取引費用 (基準託送供給料金に相当する額を除く。)	-		
合計	8,604	合計	3,926

(記載注意)

必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項を脚注として記載すること。

2 項目別明細表

(1) 基準託送供給料金相当額等取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金額
標準接続送電サービス料金相当額取引収益	-
時間帯別接続送電サービス料金相当額取引収益	-
臨時接続送電サービス料金相当額取引収益	-
予備送電サービス料金相当額取引収益	-
夜間最大電力発生時の割引相当額取引収益	-
近接性評価割引相当額取引収益	-
インバランス対応相当額取引収益	-
インバランスの供給相当額取引収益	3,926
合計	3,926

(記載注意)

必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(2) 電気事業雑収益相当額取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金額
接続検討料相当額取引収益	-
契約超過金等相当額取引収益	-
合計	-

(記載注意)

- 1 接続検討料相当額取引収益は、接続検討料に、事業者における送配電外部から当年度中に接続検討依頼を受けた件数を乗じて算定すること。
- 2 必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(3) 託送収益等取引費用

(単位 百万円)

種類及び名称	金額
インバランス対応相当額取引費用	-
インバランスの買取相当額取引費用	8,604
合計	8,604

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

第1表

社 内 取 引 明 細 表(2)
2022年4月 1日から
2023年3月31日まで

(4)アンシラリーサービス取引費用		(単位 百万円)
種類及び名称	金 額	
アンシラリーサービス取引費用	-	

(記載注意)
必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(5)振替損失調整額取引費用		(単位 百万円)
種類及び名称	金 額	
振替損失調整額取引費用	-	

(記載注意)
必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(6)消耗品費用		(単位 百万円)
種類及び名称	金 額	
消耗品費用(社内取引に係るものに限る。)	-	

(記載注意)
必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(7)最終保障供給対応取引費用		(単位 百万円)
種類及び名称	金 額	
最終保障供給対応取引費用(基準託送供給料金に相当する額を除く。)	-	

(記載注意)
必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

設備別費用明細表
2022年4月1日から
2023年3月31日まで

(単位 百万円)

	水力発電費	火力発電費	新エネルギー等 発電費	送電費	変電費	配電費	販売費	一般管理費	その他の費用	合計
役員給与	-	-	-	-	-	-	-	116	-	116
給料手当	-	-	-	4,648	3,773	7,007	4,216	1,886	-	21,532
給料手当振替額(貸方)	-	-	-	△ 99	△ 51	△ 288	△ 1	△ 3	-	△ 444
退職給与金	-	-	-	-	-	-	-	2,339	-	2,339
厚生費	-	-	-	771	633	1,164	842	729	-	4,141
委託検査針費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
委託集金費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雑給	-	-	-	55	42	317	179	267	-	862
燃料費	-	1,432	-	-	-	-	-	-	-	1,432
廃棄物処理費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消耗品費	-	0	-	53	132	142	52	57	-	439
修繕費	51	383	-	3,296	2,193	24,465	-	1,124	-	31,515
水利使用料	0	-	-	-	-	-	-	-	-	0
補償費	-	-	-	167	0	85	0	0	-	254
賃借料	0	1	-	1,570	324	3,068	-	1,303	-	6,268
託送料	-	-	-	6,554	-	-	-	-	-	6,554
事業者間精算費	-	-	-	463	-	-	-	-	-	463
委託費	0	274	-	2,095	-	6,121	3,102	2,425	-	14,019
損害保険料	-	-	-	2	13	7	-	1	-	24
普及開発関係費	-	-	-	-	-	-	10	105	-	116
養成費	-	-	-	-	-	-	-	162	-	162
研究費	-	-	-	-	-	-	-	610	-	610
諸費	-	0	-	415	282	2,240	1,099	5,668	-	9,706
貸倒損	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
固定資産税	2	21	-	1,820	1,271	3,549	-	316	-	6,981
雑税	-	-	-	7	56	3	2	156	-	225
減価償却費	7	179	-	9,365	6,803	8,039	-	3,098	-	27,493
固定資産除却費	-	105	-	1,394	1,019	2,614	-	232	-	5,366
共有設備費等分担額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
共有設備費等分担額(貸方)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地帯間購入電源費	-	-	-	-	-	-	-	-	16,806	16,806
地帯間購入送電費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他社購入電源費	-	-	-	-	-	-	-	-	98,012	98,012
他社購入送電費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非化石証書購入費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設分担関連費振替額(貸方)	-	-	-	-	-	-	-	△ 5	-	△ 5
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	-	-	-	-	△ 0	-	-	△ 0	-	△ 0
接続供給託送料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
賠償負担金相当金	-	-	-	-	-	-	-	-	1,224	1,224
廃炉円滑化負担金相当金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃炉等負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電源開発促進税	-	-	-	-	-	-	-	-	10,798	10,798
事業税	-	-	-	-	-	-	-	-	1,859	1,859
開発費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
開発費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電力費振替勘定(貸方)	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 1	△ 1
社内取引費用	-	-	-	-	-	-	-	-	8,604	8,604
合計	63	2,398	-	32,581	16,494	58,539	9,505	20,592	137,305	277,481

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

送配電部門収支計算書

2022年4月1日から

2023年3月31日まで

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
営業費用	277,481	営業収益	273,033
水力発電費	63	電灯料	828
火力発電費	2,398	電力料	16,378
新エネルギー等発電費	-	地帯間販売電源料	12,263
地帯間購入電源費	16,806	(インバランス対応取引収益)	3,131
(インバランス対応取引費用)	1,910	(インバランスネットティング収益)	5,108
(インバランスネットティング費用)	11,581	(広域運用調整電力量に係る収益)	3,995
(広域運用調整電力量に係る費用)	3,026	地帯間販売送電料	-
地帯間購入送電費	-	他社販売電源料	34,400
他社購入電源費	98,012	(インバランス対応取引収益)	25,517
(インバランス対応取引費用)	5,432	(追加供給電力量に係る収益)	1,859
(インバランスの買取りに係る費用)	42,599	(追加供給力に係る収益)	-
(追加供給電力量に係る費用)	4,795	託送収益	198,407
(追加供給力に係る費用)	-	接続供給託送収益	198,268
他社購入送電費	-	(インバランスの供給に係る収益)	20,563
非化石証書購入費	-	(インバランス調整に係る収益)	-
送電費	32,581	その他託送収益	139
変電費	16,494	事業者間精算収益	447
配電費	58,539	電気事業雑収益	6,382
販売費	9,505	遅取加算料金	-
一般管理費	20,592	社内取引収益	3,926
賠償負担金相当金	1,224	(インバランス対応相当額取引収益)	-
廃炉円滑化負担金相当金	-	(インバランスの供給相当額に係る収益)	3,926
廃炉等負担金	-		
電源開発促進税	10,798		
事業税	1,859		
開発費	-		
開発費償却	-		
電力費振替勘定(貸方)	△ 1		
社内取引費用	8,604		
(インバランス対応相当額取引費用)	-		
(インバランスの買取相当額取引費用)	8,604		
営業利益(又は営業損失)	△ 4,447	営業外収益	1,485
営業外費用	3,676	財務収益	92
財務費用	3,557	(預金利息)	0
(株式交付費)	-		
(株式交付費償却)	-		
(社債発行費)	12		
(社債発行費償却)	-		
事業外費用	118	事業外収益	1,393
特別損失	-	特別利益	7
(インバランス調整に係る費用)	-	(インバランス調整に係る収益)	7
税引前送配電部門当期純利益(又は税引前送配電部門当期純損失)	△ 6,631		
法人税等	-		
送配電部門当期純利益(又は送配電部門当期純損失)	△ 6,631		

(記載注意)

次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

- 送配電部門収支計算書の作成に関する会計方針(重要なものに限る、その採用が原則とされているものを除く。)
- 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)
- 必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項

(送配電部門収支計算書等における注記)

(1)送配電部門収支計算書等の作成基準

本送配電部門収支計算書等は電気事業託送供給等収支計算規則(平成18年経済産業省令第2号)第2条第1項及び第2項に基づいて作成している。

(2)託送供給等収支配分基準

一般送配電事業者の託送等の業務区分に応じた会計の整理は、電気事業託送供給等収支計算規則第2条第1項に定める事業者に係る託送供給等収支配分基準及び第2項の規定により経済産業大臣に届け出た基準に基づき会計整理をしている。

(3)財務諸表において事業外収益に計上されているインバランス調整に係る収益(調整期間における調整不能額)7百万円について、特別利益へ振替をしている。

第 4 表

固定資産明細表(1)

2022年4月 1日から
2023年3月31日まで

電気事業固定資産及び固定資産仮勘定

(単位 百万円)

区 分	期 首 残 高				期 中 増 減 額			期 末 残 高			
	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額	帳簿原価 増減額	工事費負担 金等増減額	減価償却累 計額増減額	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額
水力発電設備	672	-	509	163	-	-	7	672	-	516	155
土地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建物	94	-	69	24	-	-	1	94	-	70	23
構築物	310	-	217	93	-	-	2	310	-	219	90
機械装置	267	-	222	44	-	-	3	267	-	225	41
備品	0	-	0	0	-	-	-	0	-	0	0
リース資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	0	-	0	-	-	-	-	0	-	0	-
火力発電設備	7,200	-	5,630	1,569	477	-	△ 69	7,678	-	5,561	2,116
土地	32	-	-	32	-	-	-	32	-	-	32
建物	1,376	-	1,092	283	57	-	15	1,433	-	1,107	325
構築物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
機械装置	5,769	-	4,519	1,249	420	-	△ 83	6,190	-	4,436	1,754
備品	21	-	17	3	△ 0	-	△ 0	20	-	17	3
リース資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	0	-	-	0	-	-	-	0	-	-	0
新エネルギー等発電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
土地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
構築物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
機械装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
備品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リース資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
送電設備	584,936	19,794	397,777	167,364	6,974	901	7,879	591,911	20,696	405,657	165,557
土地	14,463	61	-	14,402	1	-	-	14,465	61	-	14,404
建物	2,680	268	1,436	975	40	-	41	2,721	268	1,477	974
構築物	481,865	16,799	336,069	128,996	6,302	751	5,790	488,168	17,551	341,859	128,757
機械装置	45,740	2,031	35,565	8,143	573	116	441	46,314	2,147	36,007	8,159
備品	972	-	925	46	△ 39	-	△ 32	933	-	893	39
リース資産	261	-	183	77	△ 26	-	6	234	-	190	43
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	38,952	633	23,597	14,722	121	33	1,632	39,074	667	25,229	13,178
変電設備	401,951	25,093	270,832	106,025	7,272	3,679	4,106	409,224	28,773	274,939	105,511
土地	14,228	174	-	14,054	235	-	-	14,463	174	-	14,289
建物	41,992	2,673	26,251	13,067	598	219	625	42,591	2,892	26,877	12,821
構築物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
機械装置	341,693	22,243	240,685	78,764	6,476	3,460	3,485	348,169	25,703	244,170	78,295
備品	3,756	2	3,688	65	△ 32	-	△ 18	3,723	2	3,669	51
リース資産	36	-	27	8	△ 4	-	△ 0	31	-	26	4
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	244	-	179	64	-	-	14	244	-	194	49

固定資産明細表(2)

2022年4月 1日から
2023年3月31日まで

電気事業固定資産及び固定資産仮勘定

(単位 百万円)

区 分	期 首 残 高				期 中 増 減 額			期 末 残 高			
	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額	帳簿原価 増減額	工事費負担 金等増減額	減価償却累 計額増減額	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額
配電設備	713,935	21,308	396,222	296,404	9,889	615	4,984	723,824	21,923	401,206	300,694
土地	112	-	-	112	-	-	-	112	-	-	112
建物	1,080	-	749	330	16	-	36	1,097	-	786	311
構築物	533,815	16,023	308,737	209,054	7,783	114	4,367	541,599	16,137	313,104	212,356
機械装置	176,287	5,285	84,541	86,460	2,280	500	668	178,568	5,785	85,209	87,572
備品	1,204	-	1,156	48	14	-	12	1,219	-	1,168	50
リース資産	790	-	654	136	△ 222	-	△ 145	567	-	508	58
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	643	-	382	261	16	-	45	660	-	428	231
業務設備	93,986	1,004	68,987	23,995	2,746	478	1,927	96,733	1,482	70,914	24,336
土地	3,906	-	-	3,906	2	2	-	3,908	2	-	3,906
建物	34,924	118	27,133	7,672	202	0	14	35,126	118	27,147	7,860
構築物	426	-	270	156	-	-	6	426	-	277	149
機械装置	51,334	885	40,285	10,164	1,718	475	1,319	53,053	1,361	41,604	10,087
備品	534	0	508	25	△ 27	-	△ 25	507	0	483	23
リース資産	13	-	10	3	-	-	1	13	-	12	1
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	2,846	-	779	2,067	851	-	610	3,697	-	1,389	2,308
建設仮勘定	19,217	-	-	19,217	1,874	-	-	21,091	-	-	21,091
水力発電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
火力発電設備	1	-	-	1	1	-	-	3	-	-	3
新エネルギー等発電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
送電設備	9,641	-	-	9,641	1,525	-	-	11,167	-	-	11,167
変電設備	4,687	-	-	4,687	△ 10	-	-	4,677	-	-	4,677
配電設備	4,115	-	-	4,115	337	-	-	4,453	-	-	4,453
業務設備	769	-	-	769	19	-	-	789	-	-	789
合計	1,821,900	67,200	1,139,960	614,739	29,236	5,675	18,836	1,851,136	72,875	1,158,797	619,463

(記載注意)

1 次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

(1) 固定資産明細表の作成に関する会計方針(重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。)

有形固定資産は定額法によっている。

無形固定資産は定額法によっている。

(2) 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)

(3) 償却年数又は残存価額の変更(軽微なものを除く。)をしたときは、その旨

(4) 送電設備及び変電設備に係る期中帳簿原価増減額のうち主たるものについては、主要件名別帳簿原価期中増減明細として期中増加額及び期中減少額

2 必要に応じ、資産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

(注)

1. 帳簿原価、減価償却費、帳簿価額は、共用固定資産を除いた値を記載している。

2. 主要件名別帳簿原価期中増減明細

送電設備	期中増加	北海道ポールパーク地中支線新設	1,337 百万円	
	期中増加	花園リゾート支線新設	1,111 百万円	
	期中増加	室蘭西幹線電線張替	432 百万円	
変電設備	期中増加	西中川変電所新設	4,256 百万円	期中減少 大野変電所無効電力補償装置除却
	期中増加	北江別変電所187kV連絡用変圧器A他取替	887 百万円	期中減少 北江別変電所187kV連絡用変圧器A他取替関連除却
	期中増加	西名寄変電所187kV北幌延線引出し	515 百万円	403 百万円

超 過 利 潤 計 算 書
2022年4月 1日から
2023年3月31日まで

(単位 百万円)

項 目	金 額
税引前送配電部門当期純利益(又は税引前送配電部門当期純損失)(①)	△ 6,631
送配電部門の財務収益(預金利息を除く。)(②)	92
送配電部門の事業外損益(③)	1,274
送配電部門の特別損益(④)	-
インバランス取引等損益(⑤)	△ 11,594
インバランス等取引損益	△ 13,840
最終保障供給取引損益	2,195
調整後税引前送配電部門当期純利益(又は調整後税引前送配電部門当期純損失)(⑥=①-②-③-④-⑤)	3,596
調整後税引前送配電部門当期純利益に係る法人税等(⑦)	1,005
調整後送配電部門当期純利益(又は調整後送配電部門当期純損失)(⑧=⑥-⑦)	2,590
送配電部門の事業報酬額(⑨)	11,143
追加事業報酬額(⑩)	△ 56
送配電部門の財務費用(株式交付費、株式交付費償却、社債発行費及び社債発行費償却を除く。)(⑪)	3,545
当期超過利潤額(又は当期欠損額)(⑫=⑧-⑨-⑩+⑪)	△ 4,950
うち想定原価と実績費用との乖離額	6,415

(記載注意)

- 1 インバランス取引等損益は、インバランス等の取引及び最終保障供給に係る収益からインバランス等の取引及び最終保障供給に係る費用を控除した額等とすること。
- 2 インバランス等取引損益は、様式第1第11表のインバランス等収支計算書に記載されたインバランス等取引利益(又はインバランス等取引損失)の額とすること。
- 3 最終保障供給取引損益は、最終保障供給に係る収益(基準託送供給料金に相当する額を除く。)から最終保障供給に係る費用(基準託送供給料金に相当する額を除く。)を控除した額とすること。
- 4 調整後税引前送配電部門当期純利益に係る法人税等は、法定実効税率を用いて算定すること。
- 5 送配電部門の事業報酬額は、託送供給等約款の料金を設定した際に送配電部門電気事業報酬額として整理された額を原価算定期間の年数で除して得た額とすること。
- 6 追加事業報酬額は、託送供給等約款の料金を設定した際に算定した額を原価算定期間の年数で除して得た額とすること。
- 7 想定原価と実績費用の乖離額は、託送供給等約款の料金を設定した際に整理された送配電関連原価の合計額を原価算定期間の年数で除して得た額と実際に発生した費用の額との差額とすること。
- 8 必要に応じ、金額の算定根拠を脚注として記載すること。

第6表

超過利潤累積額管理表
2022年4月 1日から
2023年3月31日まで

(単位 百万円)		
項 目	金 額	備 考
前期超過利潤累積額(又は前期欠損累積額)(①) (うち前期乖離額累積額)(⑦)	- (-)	
当期超過利潤額(又は当期欠損額)(②) (うち想定原価と実績費用との乖離額)(⑧)	△ 4,950 (6,415)	
還元額(③)	-	
当期超過利潤累積額(又は当期欠損累積額)(④=①+②-③) (うち当期乖離額累積額)(⑨=⑦+⑧)	- (-)	
一定水準額(⑤)	17,895	平均帳簿価額: 617,101 事業報酬率: 2.9%
一定水準超過額(⑥=④-⑤)	-	

(記載注意)

- 1 前期超過利潤累積額(又は前期欠損累積額)は、この省令の規定により公表された最近の当期超過利潤累積額(又は当期欠損累積額)を記載すること。ただし、事業年度(開始の日を除く。)及び翌事業年度の開始の日において託送算定規則第25条第1項(託送算定規則第30条第1項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 2 還元額は、託送供給等約款の料金を設定した際に事業者が定めた額を原価算定期間の年数で除して得た額を基に算定すること。
- 3 当期超過利潤累積額(又は当期欠損累積額)は、事業年度(開始の日を除く。)において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は当該実施後の当期超過利潤額(又は当期欠損額)に相当する額を記載することとし、翌事業年度の開始の日において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 4 一定水準額は、送配電部門に係る固定資産の期首と期末における帳簿価額(超過契約額に係る帳簿価額を除く。)を平均した額(以下「平均帳簿価額」という。)に託送供給等約款の料金を設定した際に算定した事業報酬率(平成24年7月25日以降改正法第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第19条第1項の認可を受けた一般送配電事業者たる法人にあつては、改正法の施行の日の翌日以降に法第18条第1項の規定による託送供給等約款の認可があつたとき、同条第5項の規定による託送供給等約款の変更の届出があつたとき、又は法第19条第2項の規定による変更があつたときまでの間は、直近の旧法第24条の3第1項の規定による届出に係る託送供給等約款の料金を設定した際に算定した事業報酬率(以下単に「事業報酬率」という。))を乗じて算定すること。
- 5 平均帳簿価額及び事業報酬率を、備考欄に記載すること。
- 6 一定水準超過額は、零を下回る場合にあっては零とすること。
- 7 前期乖離額累積額は、この省令の規定により公表された最近の当期乖離額累積額を記載すること。ただし、事業年度(開始の日を除く。)及び翌事業年度の開始の日において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 8 当期乖離額累積額は、事業年度(開始の日を除く。)において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は当該実施後の当期乖離額累積額に相当する額を記載することとし、翌事業年度の開始の日において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 9 必要に応じ、金額の算定根拠を脚注として記載すること。

第7表

特定設備投資額明細表
2022年4月1日から
2023年3月31日まで

(単位 百万円)

名称	区間又は場所	当期投資額	投資累積額
西中川変電所[竣工済]	西中川変電所新設		
北江別変電所[竣工済]	北江別変電所 187kV連変A他取替		
北芽室変電所[未竣工]	北芽室変電所 187kV連変A他取替		
西旭川変電所[未竣工]	西旭川変電所 187kV連変C他取替		
北静内変電所[未竣工]	北静内変電所 連絡用変圧器B取替他		
恵庭変電所[未竣工]	恵庭変電所 187kV連変C増設		
西札幌変電所[未竣工]	西札幌変電所 187kV連変D増設		
西小樽変電所[未竣工]	西小樽変電所 187kV連変C他取替		
北斗変換所[未竣工]	北斗・今別変換所 交直変換設備他増設		
今別変換所[未竣工]	北斗・今別変換所 交直変換設備他増設		
北斗今別直流幹線[未竣工]	北斗今別直流幹線増強		
A 支線[未竣工]	函館幹線No.373～ A変電所		
B 支線[未竣工]	道南幹線No.124～ B変電所		
C 支線[未竣工]	西小樽線No. 82～ C変電所		
合計		4,815	2,989

(記載注意)

- 1 当期投資額及び投資累積額は、期中に工事費負担金等を受領した場合には、当期投資額及び投資累積額からその受領した工事費負担金等に相当する額を控除した額とすること。
- 2 必要に応じ、設備の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

- (注) 1. 名称および区間又は場所については、第三者情報の保護(顧客情報「特定需要家名」)の観点から、一部非開示としている。
2. 件名ごとの当期投資額および投資累積額については、今後の資材契約交渉を行うにあたり工事費低減の支障となる恐れがあることから、非開示としている。

第8表

内部留保相当額管理表
2022年4月1日から
2023年3月31日まで

(単位 百万円)

項目	金額	備考
前期内部留保相当額(①)	△ 124,162	
当期超過利潤額(又は当期欠損額)(②)	△ 4,950	
還元額(③)	-	
インバランス等取引損益(④)	△ 13,840	
最終保障供給取引損益(⑤)	2,195	
当期特定設備投資額(⑥)	4,815	
当期内部留保相当額(⑦=①+②-③+④+⑤-⑥)	△ 145,573	還元義務額残高 -

(記載注意)

- 1 前期内部留保相当額は、この省令の規定により公表された最近の当期内部留保相当額を記載すること。
- 2 還元義務額残高(この省令の規定により公表された最近の還元義務額残高にこの省令の規定により公表された最近の一定水準超過額に一から効率化比率を控除して得た率を乗じて得た額を加えて得た額から、還元額を控除して得た額とする。)を、備考欄に記載すること。

乖離率計算書

1. 乖離率(補正前)

項 目	値	備 考
想定原価(百万円)(①)	572,815	
想定需要量(百万kWh)(②)	95,832	
想定単価(円/kWh)(③=①/②)	5.98	
実績費用(百万円)(④)	563,380	
実績需要量(百万kWh)(⑤)	85,885	
実績単価(円/kWh)(⑥=④/⑤)	6.56	
乖離率(%)((⑥/③-1)×100)	9.70	

想定原価及び想定需要量は、2020年4月から2023年3月までの3年の合計とした。

実績費用及び実績需要量は、2020年4月から2023年3月までの3年の合計とした。

(記載注意)

- 1 想定原価は、託送供給等約款の料金を設定した際に整理された送配電関連原価の合計額とすること。
- 2 想定需要量は、託送供給等約款の料金を設定した際に整理された送配電関連需要の量とすること。
- 3 実績費用は、実際に発生した費用の額とすること。
- 4 実績需要量は、実際に発生した需要の量とすること。
- 5 想定原価及び想定需要量は、原価算定期間の合計を記載すること。
- 6 実績費用及び実績需要量は、原価算定期間の年数に対応した直近の事業年度の合計を記載すること。

(注1) 乖離率計算書に表示される想定原価

乖離率計算書に表示される情報のうち想定原価は、「第3表(注)1. 送配電部門収支計算書等の作成基準」に従い、かつ令和2年10月1日実施の託送供給等約款の変更を反映するため、平成27年12月18日に経済産業大臣の認可を受けた託送供給等約款における料金設定の際に整理された送配電関連原価と、令和2年7月28日に届出した託送供給等約款における料金設定の際に整理された送配電関連原価の合計額を、2020年度から2022年度における実施期間にて日数按分した額を記載している。

(注2) 乖離率計算書に表示される想定需要量

乖離率計算書に表示される情報のうち想定需要量は、「第3表(注)1. 送配電部門収支計算書等の作成基準」に従い、平成27年12月18日に経済産業大臣に認可を受けた託送供給等約款における料金設定の際に整理された送配電関連需要の量を記載している。

2. 乖離率(補正後)

項 目	値	備 考
補正後実績費用(百万円)(⑦)	563,429	
補正後実績需要量(百万kWh)(⑧)	85,949	
補正後実績単価(円/kWh)(⑨=⑦/⑧)	6.56	
補正後乖離率(%)((⑨/③-1)×100)	9.70	

(記載注意)

- 1 補正後実績費用は、実績費用をもとに、需要の補正に伴い変動した販売電力量のみによって変動する費用を補正する額とすることとし、かつ、補正を行った費用項目を脚注として記載すること。
- 2 補正後実績需要量は、実績需要量をもとに原則気温により変動した値を補正した需要の量とすることとし、かつ、補正後実績需要量の算定根拠を脚注として記載すること。

(注1)

記載注意1に係る補正を行う費用項目については、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則において送配電関連可変費として整理されるものとした。

(注2)

記載注意2に係る補正後実績需要量については、電力広域的運営推進機関の定める「需要想定要領」により補正した量とした。

第10表

離島供給収支計算書

2022年4月 1日から
2023年3月31日まで

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
営業費用	3,015	営業収益	3,657
水力発電費	63	電灯料(離島供給に係る収益に限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。)	573
火力発電費	2,398	(燃料費調整分)	0
新エネルギー等発電費	-	電力料(離島供給に係る収益に限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。)	759
他社購入電源費	468	(燃料費調整分)	0
非化石証書購入費	-	他社販売電源料	-
販売費	84	託送収益	2,208
		接続供給託送収益	2,208
		(離島ユニバーサルサービス費)	1,682
		(燃料費調整分)	526
		電気事業雑収益	115
		遅収加算料金	-
		社内取引収益	-
		(離島ユニバーサルサービス費相当額)	-
		(燃料費調整分相当額)	-
営業利益(又は営業損失)	642		
営業外費用	13	営業外収益	19
財務費用	11	財務収益	1
(株式交付費)	-	(預金利息)	0
(株式交付費償却)	-		
(社債発行費)	0		
(社債発行費償却)	-	事業外収益	18
事業外費用	1	特別利益	-
特別損失	-		
税引前離島部門当期純利益(又は税引前離島部門当期純損失)	648		
法人税等	181		
離島部門当期純利益(又は離島部門当期純損失)	467		

(記載注意)

- 次に掲げる事項について、脚注として記載すること。
 - 離島供給収支計算書の作成に関する会計方針(重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。)
 - 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)
 - 必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項
- 法人税等については、税引前離島部門当期純利益に法定実効税率を乗じて得た額を計上する。
- 該当すべき事項がないときは、表の作成又は記載を省略することができる。

インバランス等収支計算書

2022年4月 1日から
2023年3月31日まで

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
営業費用	77,950	営業収益	64,103
地帯間購入電源費	16,518	地帯間販売電源料	12,235
(インバランス対応取引費用)	1,910	(インバランス対応取引収益)	3,131
(インバランスネットティング費用)	11,581	(インバランスネットティング収益)	5,108
(広域運用調整電力量に係る費用)	3,026	(広域運用調整電力量に係る収益)	3,995
他社購入電源費	52,827	他社販売電源料	27,376
(インバランス対応取引費用)	5,432	(インバランス対応取引収益)	25,517
(インバランスの買取りに係る費用)	42,599	(追加供給電力量に係る収益)	1,859
(追加供給電力量に係る費用)	4,795	(追加供給力に係る収益)	-
(追加供給力に係る費用)	-	託送収益	20,563
社内取引費用	8,604	接続供給託送収益	20,563
(インバランス対応相当額取引費用)	-	(インバランスの供給に係る収益)	20,563
(インバランスの買取相当額取引費用)	8,604	(インバランスリスク料に係る収益)	158
		(インバランス調整に係る収益)	-
		社内取引収益	3,926
		(インバランス対応相当額取引収益)	-
		(インバランスの供給相当額取引収益)	3,926
		(インバランスリスク料相当額取引収益)	62
特別損失	-	特別利益	7
(インバランス調整に係る費用)	-	(インバランス調整に係る収益)	7
インバランス等取引利益(インバランス等取引損失)	△ 13,840		

(記載注意)

1. 次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

- (1) インバランス等収支計算書の作成に関する会計方針(重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。)
- (2) 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)
- (3) 必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項
- (4) インバランスの供給に係る電力量(kWh)及びインバランスの買取りに係る電力量(kWh)
- (5) インバランスに係る債権の貸倒損及び貸倒損引当から貸倒損引当戻入を控除した額

2. インバランスリスク料に係る収益は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号)第13条の3の3第2号に掲げる額を記載すること。

(注1) インバランス等収支計算書の算定

財務諸表作成時点で未確定のインバランス料金に係る精算額は見積値により計上している。

なお、2022年度における確定値は、営業費用76,769百万円(地帯間購入電源費16,518百万円、他社購入電源費51,646百万円、社内取引費用8,604百万円)及び営業収益63,276百万円(地帯間販売電源料12,235百万円、他社販売電源料26,398百万円、託送収益20,715百万円、社内取引収益3,926百万円)である。

(注2) インバランス等収支計算書におけるインバランスの供給に係る電力量は1,057百万kWh、インバランスの買取りに係る電力量は2,388百万kWhである。

(注3) 2022年度におけるインバランスの供給に係る電力量の確定値は1,057百万kWh、インバランスの買取りに係る電力量の確定値は2,342百万kWhである。

(注4) インバランスの供給に係る電力量及びインバランスの買取りに係る電力量については、集約期間における三十分を単位とした同一の時間帯において、バランシンググループ毎の電力量を積み上げる方法で算出している。

(注5) インバランスに係る債権の貸倒損及び貸倒損引当から貸倒損引当戻入を控除した額は△1,011百万円である。

(注6) 財務諸表において事業外収益に計上されているインバランス調整に係る収益(調整期間における調整不能額)7百万円について、特別利益へ振替をしている。